

近江八幡市公告

第1号近江八幡市観光プロモーション業務委託について、公募型プロポーザル方式により業者の選定を行うので、次のとおり公告する。

令和6年4月4日

近江八幡市長 小西 理

第1号近江八幡市観光プロモーション業務委託に係る業者選定実施要領

1 業務概要

(1) 業務名 第1号近江八幡市観光プロモーション業務委託

(2) 業務の目的

本市では、近江八幡市観光振興計画（令和5年3月改訂）で新たに掲げた理念「近江八幡ライフスタイルツーリズム」に基づき、市民・観光客それぞれに本市の本質的なまちの魅力を効果的に訴求することを目指している。そのためには、多角化するニーズを捉えて商品・サービスの磨きあげや流行に即した情報発信を行う必要がある。

本業務では、数多くある本市観光資源の魅力を最大限引き出すべく、現状の価値や位置づけを調査し市場のニーズと照らし合わせることで、手法・実施時期・ターゲットなどを総合的に示すプロモーション戦略を策定し、それに対応した観光プロモーションを実施することで観光理念の実現、強いては「本市観光の魅力を知る・実際に訪れる・価値を理解する・ファンになる」といったサイクルを拡大することを目的に実施する。

(3) 業務の内容

第1号近江八幡市観光プロモーション業務委託仕様書のとおり

(4) 業務期間

契約締結の日から令和7年9月30日まで

2 実施形式

公募型プロポーザル

3 事業設定価格

本プロポーザルの事業提案価格の上限は、29,992千円（消費税相当額を含む）と設定する。受注者に対する事業費の支払いについては、年度毎の支払いとし、令和6年度は21,835千円、令和7年度は8,165千円を上限と設定している。詳細については、契約額・本市予算・事業の進捗状況を考慮し改めて協議する。

4 参加資格

本業務への参加は、次の資格を満たしていることを条件とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 落札決定の日までにおいて、近江八幡市建設工事等一般競争入札参加停止及び指名停止基準（平成22年近江八幡市告示第272号）に基づく停止措置の期間中でないこと。
- (3) 会社法（平成17年法律第86号）に基づく清算の開始、破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律154号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた場合は、この限りでない。
- (4) 自社又は自社の役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団、同条第6号に掲げる暴力団員及びそれらの利益となる活動を行っている者でないこと。（落札者となった場合には、必要に応じて別に定める誓約書、役員名簿の提出及び当該役員について警察当局に照会することについて、あらかじめ了知すること。）
- (5) 令和6年度近江八幡市役務提供入札参加有資格者名簿に「行政計画立案・企画に関する調査・分析・研究・コンサルティング業務」又は「広告企画業務」で登録しているものであること。
- (6) 提案事業者（企業全体）に対する要件を参加意向申出書の提出日現在、過去10年以内に、都道府県又は市区町村から受注した事業において、観光振興又はプロモーションに関する事業に従事した者とする。
- (7) 配置予定の管理技術者及び主任技術者に対する要件を参加意向申出書の提出日現在、過去10年以内に、都道府県又は市区町村から受注した事業において、観光振興又はプロモーションに関する事業に従事した者とする。

5 担当部署

〒523-8501 近江八幡市桜宮町236番地

近江八幡市総合政策部観光政策課

担当：黒川、鳥井

電話：0748-36-5573 ファックス：0748-36-5882

電子メール：010429@city.omihachiman.lg.jp

6 参加表明手続

本プロポーザルにおいて、提案書の提出を希望する場合は、以下の要領で必要書類を提出すること。

- (1) 提出期限 公告日から令和6年4月15日（月）正午必着
- (2) 提出場所 「5 担当部署」まで
- (3) 提出方法 持参もしくは郵送

※持参の場合は、平日の午前8時30分から午後5時までの間に持参すること

※郵送の場合は、簡易書留にて送付し、提出期限に必着のこと

(4) 提出書類

- ① プロポーザル参加意向申出書 (様式1)
- ② 業務実施体制 (様式2)
- ③ 業務受注実績調書 (様式3)
- ④ 配置予定 管理技術者・主任技術者 業務受注実績調書 (様式4)
(管理技術者・主任技術者それぞれ提出すること)

7 質問書(様式5)の提出

本実施要領及び仕様書に関し、質疑がある場合は、以下の要領で質問書を提出すること。

- (1) 提出期限 令和6年4月15日(月)正午必着
- (2) 提出場所 「5 担当部署」まで
- (3) 提出方法 ファックス又は電子メール ※必ず受信確認を電話にて行うこと
- (4) 質問回答 令和6年4月18日(木)に市ホームページにて公表

https://www.city.omihachiman.lg.jp/soshiki/kanko_seisaku/5/index.html

※質問内容の質問者名は伏せて公表し、類似する質問は1つの質問として回答する。

※質問者へ個別に回答は行わない。

8 参加資格確認通知

プロポーザル参加意向申出書に基づき、参加資格を審査し、参加資格を有するものと認められた者に対して、確認結果をプロポーザル参加資格確認結果通知書(様式6)により通知する。

- ① 通知日 令和6年4月18日(木)
- ② 通知方法 電子メール及び郵送

9 企画提案書の提出

参加資格確認結果通知書が届いた者は、以下の要領で必要書類を提出すること。

- (1) 提出期限 令和6年5月1日(水)午後5時必着
- (2) 提出場所 「5 担当部署」まで
- (3) 提出方法 持参もしくは郵送

※持参の場合は、平日の午前8時30分から午後5時までの間に持参すること

※郵送の場合は、簡易書留にて送付し、提出期限に必着のこと

(4) 提出書類

- ① プロポーザル企画提案申込書(様式7)
- ② 企画提案書(任意様式)

業務内容を確認の上、以下の項目について留意し作成のこと。

ア 企画に係るテーマ、コンセプトを明確に示すこと

- イ 近江八幡市観光振興計画で掲げる課題及び施策との関連性を示すこと
- ウ 仕様書に示した業務を基本として、自社独自の経験や技術を活かした有益で画期的な提案をすること
- エ 任意様式で業務実施体制、フローチャート及びスケジュールも含めて提案すること
- オ 原則、A4版で提出し文字サイズは11ポイント以上とするなど見やすいレイアウトとすること。提案書の枚数は最大10枚（各ページ右下に通番号を付記）までとし、上記項目について簡潔に記載すること
- カ 企画提案書には、提案者の会社名、個人名の記載及び会社名、個人名が特定できる記号等は一切記入してはならない

③見積金額

- ア 本業務に要する費用を見積書（任意様式）に見積金額、消費税及び地方消費税、合計額を記載すること
- イ 見積金額の明細（仕様書の委託業務内容の項目等）を記載すること

④維持管理費及び想定される作業コスト

- ア 新たに作成したサイトを業務完了後も公開するために必要な年間の維持管理費（サーバーレンタル料、ライセンス料、セキュリティ料等）と提案内容に基づき想定される作業コストを見積書（任意様式）に見積金額、消費税及び地方消費税、合計額を記載すること
- イ 見積金額の明細も記載すること。

(5) 提出部数

- ア 上記①から④までを順に並べた正本1部と、上記②のみ副本8部を提出すること
※正本、副本それぞれクリップ留1箇所にて閉じること
- イ 上記②の電子データ（PDF）をDVD-Rに一式保存し1枚提出すること

(6) 辞 退 プロポーザル参加資格確認結果を通知した後、応募を辞退する場合は辞退届（様式8）を上記（1）～（3）に基づき提出すること

(7) 無 効 上記（1）～（5）に示された条件に適合しない場合、企画提案書は無効とする

10 最優秀提案事業者の選定

以下の要領で審査を行い、最も優れた企画提案者1者及び次点1者を特定する。

(1) 選定委員会

「近江八幡市観光プロモーション業務委託業者選定委員会設置要綱」に基づく選定委員会において、審査項目及び配点により審査し、選定する。

(2) 審査方法

以下に示す手順により、（3）審査基準に基づき、審査を実施する。

①審査会（プレゼンテーション・ヒアリング）

- ア 開催日時は、令和6年5月8日（水）【予定】に実施するものとする。
- イ 選定委員会において、提出書類及び提出書類に基づくプレゼンテーションの内容を審査する。
- ウ 審査は、（3）審査基準に定める評価事項に基づき選定委員会にて採点を行い、評価点数の総合計の6割以上を満たした上位2者を選定する。同一点数となった場合については、選定委員会の協議により選定する。
- エ 企画提案事業者が1者のみの場合は、評価点数の総合計が6割以上を満たした場合、最優秀提案事業者として選定する。

③プレゼンテーション・ヒアリングについて

- ア 実施時間 1者につき30分程度（提案説明15分 質疑応答15分）
※参加事業者多数の場合は、変更となる可能性がある
- イ 説明資料 提出資料にて実施し、追加資料は認めない
- ウ 出席者 業務実施体制で示した管理技術者及び主任技術者が出席すること
※会場への入室は3名以内とする

(3) 審査基準

以下の表のとおりとする。

評価項目	評価事項	評価の考え方	評価点
基礎項目	提案事業者の実績	業務を円滑に遂行するための実績を有しているか	5
	管理・主任技術者の実績	同上	5
実施金額	見積金額	実施金額は妥当なものでかつ効率的な提案となっているか。 【計算方法】	10
	維持管理費及び想定される作業コスト	$A/B \times 10$ （小数点以下切捨） A…全提案者中最低見積金額 B…当該提案者見積金額	10
企画提案内容	総括	本業務の目的や仕様を的確に理解した提案となっているか。	10
	企画力	自社の経験や技術を活かした有益で画期的な提案となっているか。	15
	実現力	取組み内容が具体的かつ実現可能な提案であるか。	10

	発信力	当市の魅力を効果的、継続的に発信できる提案であるか。	25
	実施体制	取組み体制が知識経験を有するものなど十分な人員体制を有しているか。	10
	スケジュール	適切なスケジュールとなっているか。	10
プレゼンテーション	取組・提案姿勢	説明に取組意欲が感じられ、全体的に的確かつ簡潔な説明及び回答がされたか。	10
合 計			120

(4) 審査結果の通知

審査の結果については、プロポーザル結果通知書（様式9）により通知する。

①通知日 令和6年5月15日（水）【予定】

②通知方法 電子メール及び郵送

1.1 提案者の失格

次のいずれかに該当する場合には、提案者を失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載がある場合
- (2) 提出書類が仕様書に示された条件に適合しない場合
- (3) その他、選考者が社会通念に照らし失格にあたる事由を認める場合

1.2 選定スケジュール（予定）

- (1) 令和6年4月4日（木）：プロポーザルの公告・実施要領の公表
- (2) 令和6年4月15日（月）：参加表明手続き・質問書提出期限（正午まで）
- (3) 令和6年4月18日（木）：参加資格確認通知
- (4) 令和6年4月18日（木）：質問回答
- (5) 令和6年5月1日（水）：企画提案書提出期限 午後5時まで
- (6) 令和6年5月8日（水）：審査会（プレゼンテーション・ヒアリング）
- (7) 令和6年5月15日（水）：プロポーザル結果通知、公表

1.3 情報公開及び提供

- (1) 参加者数及び選定結果については、近江八幡市ホームページにおいて公開する。
- (2) 特定した提案内容については、近江八幡市情報公開条例（平成22年3月21日条例第14号）に基づき、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害する恐れがないものについては、開示対象となる

場合がある

1 4 契約

- (1) 本プロポーザルにより特定した最も優れた企画提案者に対して、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、本市が定める予定価格以内で見積徴取を行い、随意契約を行うものとする。
- (2) 最も優れた提案者が辞退、若しくは協議が不成立であった場合、又はその他の理由で契約ができない場合は、次点の提案者と契約の交渉を行うものとする。

1 5 契約保証金 免除

1 6 支払条件

- (1) 前金払 なし
- (2) 部分払 あり

1 7 その他

- (1) 本プロポーザル選考に参加する費用は、全て企画提案者の負担とする。
- (2) 企画提案書は1者1案とする。
- (3) 提出された書類等は、返却しない。また、必要な範囲又は公開等の際に複製を作成することがある。
- (4) 提出期限以降における提出書類の差替え、再提出及び内容変更は認めない。
- (5) 業務の実施体制に記載した配置する技術者は、病休、死亡、解雇等極めて特別な場合を除き、変更することはできない。なお、極めて特別な場合で各技術者を変更する場合は、変更前の技術者と同等以上の業務経歴を持つ者とし、発注者の承認を得なければならない。
- (6) 公正な選定が確保できないと思慮される場合は、本選定を中止することがある。

(様式1)

プロポーザル参加意向申出書

近江八幡市長 小西 理 様

近江八幡市観光プロモーション業務委託に係る業者選定実施要領に基づき、必要資料とともに提出します。

令和 年 月 日

(提出者) 住 所
事業者名
代表者名

(担当者) 所 属
氏 名
連絡先 電話
メール

(様式2)

業務実施体制

役割	実務経験年数 資格	担当する業務	過去の 実務実績 (件数)	氏名・所属
管理 技術者	実務経験年数 年 資格		件	氏名 所属
主任 技術者	実務経験年数 年 資格		件	氏名 所属
担当 技術者 1	実務経験年数 年 資格		件	氏名 所属
担当 技術者 2	実務経験年数 年 資格		件	氏名 所属
担当 技術者 3	実務経験年数 年 資格		件	氏名 所属

(注1) 配置を予定しているもの全員について記入すること。

(注2) 本業務を主体的に行う担当者を「主任技術者」欄に記載すること。

(注3) 過去の実績については、これまで都道府県又は市区町村から受注した観光振興又はプロモーションに関する事業の完成業務数を記入すること。

(注4) 記入欄が不足する場合は、複写して作成すること。

(注5) 上記項目を満たすものであれば任意様式で可とする。

(様式3)

業務受注実績調書

業務名	発注機関	業務概要・金額	履行期間

(注1) 過去10年以内の都道府県又は市区町村から受注した観光振興又はプロモーションに関する事業について事業所での受託実績を記入すること。

(注2) 滋賀県内、次に近畿圏域(京都府、奈良県、大阪府、兵庫県、和歌山県)での業務実績を優先して記入すること。

(注3) 上記項目を満たすものであれば任意様式で可とする。

(様式4)

配置予定 管理技術者・主任技術者 業務受注実績調書

(いずれかに○印をしてください)

技術者名

事業名	発注者名	履行期間	履 行 内 容 (担当した役割・職務内容を詳細に記載)

※(様式2)の実務実績を裏付けるものとして、都道府県又は市区町村から受注した観光振興又はプロモーションに関する業務について、過去10年間の履行実績(管理技術者又は主任技術者(又はそれに類する立場)として従事したものに限り)を最大10件まで記入すること。

(様式5)

質 問 書

近江八幡市 観光政策課 宛

(事業所名)

近江八幡市観光プロモーション業務委託についての質問書を提出します。

質 問 内 容	
所属・部署	
担当者名	
電話番号	
F A X 番号	

※ 質問がない場合は提出不要です。

(様式6)

令和 年 月 日

事業所名

代表者名

様

近江八幡市長 小西 理

プロポーザル参加資格確認結果通知書

次の件について、参加資格確認結果を通知します。

件名：第1号近江八幡市観光プロモーション業務委託に係る公募型プロポーザル

結果① 参加資格を有することを認めますので、プロポーザルに参加されたく通知します。

結果② 次の理由により、資格を有することを認められません。

理由：

のため

(様式7)

プロポーザル企画提案申込書

近江八幡市長 小西 理 様

近江八幡市観光プロモーション業務委託に係る業者選定実施要領に基づき別添のとおり企画提案書を提出します。

令和 年 月 日

(提出者) 住 所
事業者名
代表者名

(担当者) 所 属
氏 名
連絡先 電話
メール

(様式8)

辞 退 届

令和 年 月 日

近江八幡市長 小西 理 様

住 所

事 業 所 名

代 表 者 名

第1号近江八幡市観光プロモーション業務委託に係る企画提案書の公募の参加を辞退します。

(辞退理由)

(様式9)

令和 年 月 日

事業所名
代表者名

様

近江八幡市長 小西 理

プロポーザル結果通知書

貴社から提出のあった次の件の企画提案書について、その結果を次のとおり通知します。

件名：第1号近江八幡市観光プロモーション業務委託に係る公募型プロポーザル

結果①：最も優れた提案者（の次点者）であると特定しました。

契約等の手続きにつきましては、別途連絡します。

結果②：優秀提案事業者に選定されませんでした。